

令和 3 年 7 月 9 日

## 緊急事態宣言発令にともなう当組合の新型コロナウイルス対策について

平素は、当組合の事業運営につきまして格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、政府は緊急事態宣言の発令を決定いたしました。

つきましては、7月12日（月）から、組合業務を以下のとおり変更させていただきます。

1. 窓口業務の休止（書類の受け渡しは郵送のみ）

2. 電話対応時間の変更（8：00～12：00）

※12：00以降のお問い合わせは郵送、FAXまたはホームページの問い合わせフォームよりお願いします。

3. 職員の一部、在宅勤務の実施（6割ずつの交代勤務）

在宅勤務の実施などにより、職員の人数を減らして業務を行います。このため、従来よりも手続きに時間を要する場合があります。手続きの処理にあたっては、健康保険証、各種証明書の発行を優先的に行わせていただきます。

また、郵便局よりオリンピック・パラリンピック期間中の配達業務に半日から1日程度の遅れが生じるとの通知があったため、書類のご返送まで時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

ご不便をおかけし申し訳ありませんが、趣旨ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上

担 当：総務課

TEL 03-3462-6550